

## フランスの「州」選挙制度-その特色と動態-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科 公開日: 2012-06-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山下, 茂 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/12920">http://hdl.handle.net/10291/12920</a>

# フランスの「州」選挙制度

## —その特色と動態—

山下 茂

(ガバナンス研究科教授)

### 目次

- 第1章 フランスの選挙制度に着眼する意義
- 第2章 「州」の自治組織構造と公選職
- 第3章 2004年3月州議会選挙のあらまし—左派連立の記録的大勝利
- 第4章 州議会の選挙制度
- 第5章 州議会選挙の動態分析
- 第6章 まとめ—「州」選挙制度の特色

### 第1章 フランスの選挙制度に着眼する意義

フランスで公権力行使に関わる人々の選挙は、我が国でも一般に知られている共和国大統領選挙や国民議会（国会下院）選挙の他に、コミューンや県（デパルトマン）という地方団体の選挙がある。それらについては、筆者は既に、各々の制度的枠組みと直近に執行された選挙の実態を踏まえた「特色と動態」を、「フランス選挙制度の特色と動態——地方選挙を中心として」<sup>1)</sup>（以下、本稿では「既発表論説」と略す。）と題した論説の中で相当に詳しく論述している。

---

1) 筆者稿「フランス選挙制度の特色と動態—地方選挙を中心として」(1)~(12)、月刊『自治研究』第78巻12号(平成14年12月号)~80巻4号(16年4月号)、総計220ページ。

地方公選職の選挙には、他にも、最も広域的な（いわば「超広域」レベルの）地方自治単位たる「州」（州議会議員）の選挙が重要であるが、それについては、既発表論説の執筆時点では、現行制度の下で実際に執行された選挙の結果が存在していなかったため、近年に改正された制度の骨組みを説明するに止めていた。西洋暦2004年春に至り、現行制度の下での州議会議員選挙が執行され、新制度の働き方を観察することが出来た。そこで本稿では、この選挙の結果を観察することによって、特色ある選挙制度の仕組みを具体的に理解するとともに、その動態を把握することを試みたい。

「州」の選挙制度は、従前は1回のみ投票による比較的単純な比例代表制であったものが、近年になって改正されている。フランス国内における他の多くの選挙と同様に2回投票制を導入したうえで、「州」を一つの選挙区域として、「州」レベルで各党派への議席数配分を算定しつつ、党派ごとの拘束名簿の中に各「県」ごとの候補者「区分」を設ける。そのうえ比較第1党に、筆者の邦訳で言う「多数派プレミアム」すなわちボーナス議席数（州選挙では議席定数の25%相当）を作為的に与え、安定多数を確保させる。これを「一口」に表現すれば、「多数派プレミアム・比例代表併用の拘束名簿2回投票制」とでも呼ぶべき複雑ながら興味深い制度になっている。

フランスにおける公職選挙では、各統治レベルごとに差異のある独特の仕組みが組み込まれており、選挙の過程や結果にも、そうした仕組みが生む特徴が現れる。マクロ的な政治動向については、専門の研究者や報道によって、さまざまな情報を我が国でも得ることが出来るが、政治世界のアクターたちを生み出し消し去る選挙制度の具体的な仕組みとその実際の作動については、必ずしも周知されていないように思われる。そこで、フランスにおける各レベルの選挙制度の特色とその実際の作動について、实例を紹介しながら解明する作業の一環として、既発表論説でカバーできなかった州議会の選挙について、既発表論説を補う意味も込めて解明してい

たい。<sup>2)</sup>

## 第2章 「州」の自治組織構造と公選職

選挙制度を見る前提として、選挙で選出される公選職の人々（仏では一般に élu [s=複数の場合] と呼ばれる）が、どのような制度の下に公務遂行に当たるのか簡略にまとめておく。

フランスの地方制度は、基礎レベルのコミュン(commune)、広域レベルの県(département)、一層広域的な州(région)という3階層に、完全な公法人たる「地方団体」(collectivité locale [又は territoriale])を設け、それらを基本的な地方自治単位として位置づけている。そのいずれにおいても主要事項の審議・決定機関たる議会(conseil)を置き、その議員(conseiller [s])を住民の直接公選により選出。議員の中から互選される議会の長(議長=「州」では président「プレジダン」)が地方団体の執行機関たる首長としての地位にも就くという方式によって運営管理され、それぞれの地方団体が自律性を有するシステムとなっている。したがって、「州」における「選挙」とは、まず、州議会議員を有権者が直接選挙することを意味する。本稿でも「直接公選」の部分すなわち「議員選挙」のみを考察の対象とする。

各地方団体における行政執行は「首長(=議長)」の責任の下に一元化されているが、実際の行政執行については、主要な行政分野ごとに首長から一定の権限の委任を受ける複数の「副首長」(vice-président [s]=副議長)が置かれ(首長と同様に議会内で互選)、首長と副首長たちが「執行部」

---

2) なお、地方選挙制度自体や選挙管理事務の実態については、(財)自治体国際化協会(CLAIR)発刊のクレア・レポート No.105『フランス地方選挙のあらまし』(1995年7月)、同 No.222『フランス地方選挙の制度と実態—コミュン議会議員選挙・県議会議員選挙—』(2001年11月)を、また地方団体の内部組織構成などについては、同協会刊『フランスの地方自治』(平成14年1月)を参照されたい。

(bureau)を形成して、一体的に自治行政の執行に当たる。「執行部」が議院内閣制における「内閣」で、首長が首相、各副首長が各省大臣のようなイメージである。

我が国との比較で言うと、首長は直接選挙による選出ではなく、議会内で互選されること（間接公選）が大きな差異である。また、副首長たちは相当に多くの数が選任され（つまり我が国の副知事や助役より遙かに数が多い）行政事務を分野ごとに分担すること、副首長たちも議会で議員の中から互選される（首長の指名ではない）こと、したがって、実際の行政執行に責任分担者として関与する住民代表者（選挙で選ばれた人＝議員）の数が我が国より遙かに多いこと、などの重要な差異がある。実際の行政事務は、そうした「執行部」の指揮の下で、一般の公務員たちが担当することは言うまでもない。

### 第3章 2004年3月州議会選挙のあらまし—左派連立の記録的大勝利

本稿は選挙制度の仕組みと働きを具体的に解明しようとするものであるから、選挙結果に示された政治情勢自体については、格別に話題にするものではない。ここでは、以下の州選挙制度についての叙述に繋がるような情報をかいつまんで記録しておくに止める。

マスコミ的な概括を、今回2004年3月の全国一斉州議会選挙についてしてみよう。本稿では、厳密さが犠牲にはなるが、制度についての話を分かりやすくするために、諸々の政治的な立場に、フランスの主要日刊紙が行うような「極左」「左」「右」「極右」といったレッテル貼りをする。そのような区分をした場合は通常、「左」の中に社会党(PS)、共産党(PC)そして緑の党が含まれ、「右」には保守・中道系のUMP(シラク派)やUDF(ジスカール・デスタン系)が、「極右」にはル・ペンの率いる国民戦線(FN)などが含まれる。

今回の選挙では、フランス本土22州のうち、アルザス、コルス（英語風

には「コルシカ」。選挙制度の相違に加え、政党編成に特異性が見られ、独自のレッテル貼りが必要)を除いた20州が「社」に主導された「左」連立勢力の手中に収まった。旧植民地の海外4州でも全てが「左」になり、全体的に地滑りを超え「地震」のような衝撃が「右」陣営に走ったと、マスコミなどでは表現された。

これは当時の保守・中道ラファラン政権が「州」の選挙であることを強調していたにも拘わらず、結局、有権者から「国政」に対する強い不満を表明され、ラファラン政権への「制裁投票」(vote-sanction)<sup>3)</sup>の機会として利用されたためであった。実はラファラン政権側でも、その現職大臣たちが手分けして各地の候補者名簿の筆頭など主要な位置に座りもした(フランスでは「公職の兼任」<sup>4)</sup>が可能)から、有権者から国政への批判票を投じられても無理からぬ構図になっていたのである。

全国集計データ(「決選」である2回目投票結果)を見ると、コルスを除く仏本土の21州では、総計得票率が「左」50.2%、「右」37.1%、「極右(FN)」12.8%となっており、「社」を中心とした左派勢力が1988年のミッテラン大統領再選時以来の過半数得票を成し遂げたなどと喧伝された。結果(コルスを除く仏本土21州)、獲得議席数と議席シェアは、「左」1,041議席(62%)、「右」474議席(28%)、そして「FN」156議席(9%)となっている。

正確に言うと、州選挙制度では後述のとおり、少数派政党への得票率「10%」というハードル=「敷居」がある。その関係で、「極右」FNが4州で2回目に進出できていないうえ、「極左」は全ての州で1回目だけで表舞台から退場している。このため1回目の得票率で観察すると、「左」連立勢力は合計しても40.3%の得票に止まっており、到底過半数達成とは言えない

---

3) 日刊紙 Le Monde, Mardi 23 MARS 2004, p.1.の記事見出し。

4) 公選職の兼任については、筆者既発表論説(9)、79巻11号(H15/11)、pp.65~73.参照。

ことに注意が必要である。一方でFNは15.1%にも達しており、一部の州で足切りされた後である2回目投票の「全国」データは、その勢力を過小評価するものである。フランスでの選挙結果データを分析する際には、常にこうした問題が存在することを、改めて注意喚起しておきたい。

なお、さまざまな党派が揃い踏みする1回目投票についての基本的なデータを、『ル・モンド』紙(2004年3月23日1面)に依拠して記録しておく、次のとおりであった。有権者数39,697千人、投票者数24,703千人、棄権率38%(前回1998年=42%で4ポイント低下)、有効投票数23,535千票、無効票4.7%。得票率は「左」合計40.3%、「右」合計35.0%うちUMP16.7%+UDF8.5%+「UMP-UDF(1回目から名簿を混合したケース)」8.8%+右諸派、「極左」合計4.6%、「極右」合計16.6%うちFN15.1%、その他諸派合計3.6%。なお2回目では「極左」やその他諸派は皆無となり、その支持者たちは2回目に進んだ名簿のうちから「次善の選択」と思えるものに票を投じるか、棄権するかしている。逆に、いわば本番の「決選」投票である2回目には1回目に「棄権」した有権者も大量に参加しているから、データの解読は益々難しくなるのがフランス選挙研究の宿命である。

## 第4章 州議会の選挙制度

### 4-1. 州議会選挙制度—その改革

州議会の選挙制度は、ジョスパン左派連立政権時代の1999年1月19日法律第99-36号によって改正され、その直近の2004年春の選挙から新しい制度が適用される予定であった。この改正は、従前の州内の「各県を選挙区とした拘束名簿1回投票式単純比例代表制」を改め、「州全体を選挙区とする拘束名簿2回投票式多数派プレミアム・比例代表併用制」(2回目への進出には1回目で5%以上の得票率が必要)へと切り替えるものであった。ところが、その後、2002年の国民議会(国会下院)総選挙での国会多数派の交替(「左」から「右」へ)によって、2003年4月に至り、さらに新しい法

〔表一〕 州議会議員選挙制度の推移

項目	1985年7月10日法	1999年1月19日法	2003年4月11日法
任期	6年・全員一斉	5年・全員一斉	6年・全員一斉
選挙区域	県ごと	州一本	州ごとで県区分併用
投票回数	1回	2回	同左
名簿	拘束名簿	同左	拘束&県区分あり
選挙方式	単純比例代表制	多数派プレミアム・比例代表併用制	同左
2回目進出資格	—	得票率5%以上	得票率10%以上
2回目における名簿の融合	—	得票率3%以上なら可能	得票率5%以上なら可能
議席配分	得票率5%以上の名簿のみに配分	得票率3%以上の名簿にのみ配分	得票率5%以上の名簿にのみ配分→県区分ごとに当選者。
多数派プレミアム	なし	比較第一党に議席の25%をまず配分	同左
男女比	規定なし	パリテ (=男女同数制)	県区分ごとにパリテ
結果の特色	安定多数派が生まれにくい	一度も実施されず	2004年3月選挙の結果を参照(本稿)

〔出典〕筆者既発表論説(9)、『自治研究』第79巻11号(H15/11)、p.75、〔表-22〕を一部時点修正。

案がまとめられて国会で可決成立(2003年4月11日法律第2003-327号)。1999年改正後の制度による選挙が一度も実施されないうちに、また新しい制度へと改正されて、2004年春の州議会選挙を迎えた。

州は1982年3月2日法律第82-213号いわゆる「〔1982年〕地方分権法」<sup>5)</sup>に

5) Loi n.82-213. relative aux droits et libertés des communes, départements et des régions.



よって初めて地方団体としての地位を与えられ、第1回目の州議会議員選挙が実施されたのは1986年の3月16日であった。州での選挙制度を初めて規定したのは1985年7月10日法律第85-692号で、その後の1999年1月の法律、そして2003年4月の新法のそれぞれが設けた仕組みを一覧にすると〔表-1〕のようになる。<sup>6)</sup>

#### 4-2. 州議会選挙制度の特色

2003年4月の改革を進めた政府（シラク大統領+「保守・中道」のラファラン内閣）は、1999年1月改正はいくつかの問題を残したと主張した。その論点については既発表論説（〔9〕、79巻11号〔H15/11〕、p.74〜）に略述してあるので省略する。ただ、各党派が2回目の投票に進出できるための「敷居」（足切りライン）と、選挙区域については、いささか複雑なので再度説明しておこう。また各党派の名簿における「筆頭者」の意味も我が国とは異なるのでコメントしておく。フランスの制度の具体的な組立てや実際の機能については、単なる文章での説明だけでは理解しにくく、実際の結果を事例によって観察すること（後述）が必要になるが、そのための着眼点としてポイントを取り上げておこう。

改正後の仕組み全体によって、安定的な多数派の形成、州議会議員と住民との距離の短縮などの目的を達成しようというのが、2003年当時の政府の説明であった。同法案の審議過程では、2回目投票進出の「敷居」（とくに政府原案にあった「有権者数」の10%以上）を越え難くなる「極右」や「極左」ばかりでなく、シラク大統領を支持する陣営内の保守・中道の一部まで含めた少数派から激しい抵抗があった。野党たる社会党も強く反対

---

6) なお、このうち1985年法による制度については（財）自治体国際化協会『フランス地方選挙のあらまし』（クレア・レポート第105号、1995年7月）に、1999年法による制度については同協会『フランスの地方自治』（平成14年1月）に、それぞれ具体的な解説がある。

した。結果的には妥協（敷居を「得票総数」の10%以上とする）がなされた後に現行制度が成立したのであるが、2004年春の選挙において新制度がどのような結果を生み出すか、従前の州議会とどれほど様相が変化するか、大いに興味を持たれたのである。

なお州議会（全員一斉改選）と県議会（半数改選。2004年春に県議会で改選になるのは、1998年3月に選挙が行われた選挙区において）の一般選挙は、選挙法典で「三月に実施」することが規定されている（第L.192条および336条）。これをうけて政府は、2004年春の統一地方選挙を、州、県いずれも第1回目＝3月21日（日）、第2回目＝3月28日（日）とする旨を決定した。

#### (1) 2回投票制と「敷居」

従前の制度は、一口に言えば「拘束名簿1回投票式単純比例代表制」であった。そのため、もともと多くの政党が存在するフランスでは、州議会には多数派が形成されにくく、政治状況は不安定で、毎年のように新年度予算が成立せず国の介入を招くような州が生まれていた。選挙制度改正は、そうした欠点を改めるため2回投票式にした。1回目に直ちに過半数を獲得した名簿がない場合は、1週間後に2回目の投票を行うが、2回目に進出するのは1回目で一定の敷居値（10%）以上の得票率を得た党派に限るなどして、少数派の排除と安定多数派の形成を容易にする効果を狙ったものである。

少数派政党のうちでも特にFN（Front National＝「国民戦線」＝「極右」）が州議会のキャスティング・ヴォートを握る状況になるという懸念（実際、1998年選挙後には一部の州でそうなった）は、「左」政権にも「右」政権にも共通していた。そのため、1999年、2003年いずれの改正においても、1回投票での単純な比例代表制を改め2回投票制にして、2回目進出に「敷居」を設けることと、「多数派プレミアム」導入とが、改正のポイントになった。

改正後の現行州議会選挙では、従前と同様に一応は拘束名簿式の「比例代表」制を採用しているが、新制度では「多数派プレミアム」（定数の25%相当）と併用するうえ、投票は2回（1週間の間合いを置く）行う。2回目の投票（決選投票）に進出するには1回目での得票率が「10%」以上、2回目に向けての名簿融合（fusion＝1回目での複数党派の名簿を決選投票に臨んでの多数派形成のため一本化すること）と2回目での議席配分には得票率「5%」以上をそれぞれ条件とする。これらは人口規模の大きいコミュニティの議会選挙の場合<sup>7)</sup>と同じである。政府が国会に提出した原案は、もっと高い敷居（2回目進出は登録「有権者」数の10%以上得票）を設定し、一旦は国会で可決成立したが、手続的な瑕疵があったとして憲法評議会が下した違憲の判定に対応して、政府側が妥協して内容を修正したという経緯がある。

## (2) 選挙区域は「州」で候補者の「県」区分を併用

さらにラファラン政権は、州全体を一本にした選挙区では議員と選挙民との距離がますます遠くなることが問題だと指摘した。そこで州議会議員と選挙民との間の距離を縮小するための工夫として、

- (ア) 州全体を選挙区として投票し、その得票結果に応じて、各党派に州での議席数を配分、
- (イ) その後、各党派ごとに、県での得票数に応じ自派の獲得議席数を県別に区分して配分
- (ウ) 自派の県別に配分された獲得議席数まで、県区分内での名簿登載順に当選者を決定

という、結果の算出が大層複雑な（投票者は自ら支持する名簿を選ぶだけで、他の選挙の場合と大差ない）新方式を採用している<sup>8)</sup>

---

7) 人口規模の大きなコミュニティでの制度については、筆者既発表論説(2)及び(3)、79巻1号(H15/1)及び2号(H15/2)参照。

つまり有権者は「州」での名簿（融合名簿を含む）に投票する。その得票結果をもとにして、各「州」名簿の間で議席数を配分する。トップ（相対多数の比較第1党派）になった名簿には、まず州議席定数の25%が「多数派プレミアム」として与えられる。残余の議席（75%分）を得票率5%以上の名簿（トップ名簿を含む）の間で比例配分する。こうして各名簿ごとの配分議席総数が決まる。その後、各名簿の獲得議席を各名簿内での県区分別に配分する。このため、もともと各名簿の中で、候補者を県別に区分し順序づけて表示しておく。各名簿ごとに、州内の各県ごとの得票数を計算し、州全体で獲得した議席数を、各県内での得票数に比例して県区分別に配分する。こうして県区分別での掲載順に当選が決まっていき、各名簿での合計で「州」での獲得議席数に一致するというわけである。

### (3) 州議会選挙での「多数派プレミアム」

筆者は規模の大きなコミューンでの選挙制度を「拘束名簿二回投票式比例代表併用多数派プレミアム制」と呼んできた（既発表論説 [1]、78巻12号 [H14/12]、p.31）。フランスの『選挙法典』（Code Electoral）自体の中では、「名簿式二回投票制」（scrutin de liste à deux tours. 同法典第 L. 260条）程度の表現しか用いられておらず、「拘束」「比例代表」「多数派プレミアム」などという表現は、関係条文の中で散文的に登場するのみである。

フランス国内では、直訳すると「多数派プレミアム付き拘束名簿式比例代表二回投票制」となるような呼び方も使われるが、筆者は、そのような語順は故意に用いない。コミューン選挙での「多数派プレミアム」は議席の半数にまで達するということを重視して、それを締め括りの位置に置いている（既発表論説 [2]、79巻1号 [H15/1]、p.49）。「多数派プレミア

---

8) 現行選挙制度の複雑性については、Le Monde 紙、21&22 MARS 2004、8面に「極めて複雑な投票方式」と題する記事で、読者に改めて解説されている。

ム]の意味、計算法、機能(「安定多数派形成機能」、さらにはコミューン選挙における実例の数々については、すでに詳述(同[2]及び[3][H15/1&2])している。

これに対し州の場合は、「拘束名簿2回投票式多数派プレミアム・比例代表併用制」とでも呼称すべき仕組みとなった。従前の1回投票式単純比例代表制では、州議会での安定多数派形成には支障が多かったのを改正したものである。コミューンでの制度と違うのは、多数派プレミアムの大きさであり、州選挙で多数派に優先的に与えられるのは全議席数の1/4(25%)だけ。残り3/4が比例配分に回される。したがって計算してみると、有効投票の1/3超を獲得して始めて、議席の過半数を占めることが出来る(コミューンの場合は、プレミアムが50%にも及ぶから、1/3の得票でもトップになりさえすれば(理論上は有り得る)、議席数は2/3にも達する)。

#### (4) 党派名簿の筆頭者

さらに注目すべき点に党派名簿の編成方法がある。コミューンにおける場合と同様、各党派の提示する候補者名簿の「州」での筆頭には、通常、その党派が多数派となった場合に首長(州の「プレジダン」)に互選することを予定している候補者の氏名が記載される。選挙人は名簿に投票するが、実質的には、首長候補とそれを支える仲間(党派)とを一括して同時に選択するのと同じである。マスコミ報道でも、各地の結果について、党派の勝敗ではなく、首長候補の当落のような言い方で報道がなされる。<sup>9)</sup>

### 第5章 州議会選挙の動態分析

以上に述べた制度の仕組みについて一層よく認識するため、また、制度の作動のしかたを理解するために、以下では、選挙の実態をみることとし

---

9) この点、既発表論説[12]、80巻4号[H16/4]、p.81~参照。

よう。

### 5-1. 州議会選挙の具体事例：オーヴェルニュ州

まず制度自体の骨組みを理解しやすく説明できるように、個別選挙区の事例として、2回目に「極右」FNが進出できず比較的シンプルな「左」対「右」という2党派群（いずれも複数党派を混合した名簿）の「一騎打ち」対立となった州のうちから、今回の選挙によって州「政権」が「右」から「左」へと交代したオーヴェルニュ（Auvergne）州を取り上げる。

オーヴェルニュ州は、フランス内陸部の中央山塊地域にあり、ミネラル・ウォーター「ヴォルヴィック」、あるいは戦時中の一時期に「政権」が移転した温泉保養地たる「ヴィシー」などで、我が国にも縁の浅からぬ地域である。地方団体としての「州」が発足した1回目の選挙（1986年）以来、3期連続18年にわたりジスカル・デスタン（Valéry Giscard d'Estaing, 略VGE、2004年選挙時点で78歳）元共和国大統領（在職1974～81年。ミッテランに敗退）が州首長に就任し続けて州行政を主導した。今回のVGE（保守・中道系名簿〔1回目から連合〕たる「UMP-UDF」の筆頭候補者）の敗北により、同州政権が初めて「左」連立に移行した。

#### (1) オーヴェルニュ州の選挙結果総括

同州での選挙結果を総括的に示したのが〔表-2〕である。前回1998年は1回だけの投票で、各県が選挙区となつての単純な比例代表制であり、州内4県それぞれで立候補者名簿を整えた党派模様は一様でなかったが、それを集計したデータが記されている。今回2004年は州全体で1選挙区となり、1回目には9つの党派名簿が立候補した。

1) 1回目投票の結果 1回目投票の結果、全国的にも懸念されていた「棄権率」は35.9%となり、1998年よりも1.4%ポイントの低下を見せた。9名簿のうちで2回目進出に必要な得票率「10%」に達したのは、トップになった保守・中道の連立名簿（UMP-UDF=1回目から混合した名簿）

〔表一〕 仏州議会2004 / 3 選挙結果事例その1-(1): 「オーヴェルニュ州」  
 総括

党派	前回1998(4 県の合計)		今回2004 (「州」計)			
	1回ノミ(率%)	席(率)	1回目(率%)	2回目(率%)	席(率)	+-(率p)
MNR	—	MNR 他 5 (11%)	6,108(1.0)	—	—	—6,108
FN	54,592(9.6)		56,874(9.6)	—	—	—56,874
右諸派	5,581(1.0)	—	20,498(3.5)	—	—	—20,498
保守中道 RPR -UDF	RPR-UDF 228,270(40.0)	21(45%)	UMP-UDF 215,921(36.4)	299,428 (47.4)	17 (36%)	+83,507 (+11.0p)
CPNT	18,164(3.2)	—	—	—	—	—
MEI	16,429(2.9)	—	13,287(2.2)	—	—	—13,287
MDC	5,865(1.0)	—	—	—	—	—
社(PS)	23,573(4.1)	11(23%)	167,433(28.2)	融合 PS+PC+緑 332,958 (52.7)	30 (64%)	+77,644 (+9.7p)
共(PC)	PS+PC 155,188(27.2)	6(13%)	54,609(9.2)			
緑	9,638(1.7)	3(6%)	33,272(5.6)			
左諸派 1	8,914(1.6)	—	—	—	—	—
左諸派 2	29,596(5.2)	1(2%)	—	—	—	—
LCR	2,946(0.5)	—	LO-LCR 25,389(4.3)	—	—	—25,389
LO	11,904(2.1)	—				
総有効票	570,660	47 (100%)	593,391	632,386	47 (100%)	+38,995
名簿数	13パターン		9	2		—7
棄権率	37.3%		35.9%	32.1%		—3.8p
有権者数	964,367		975,066	974,562		—504

〔注〕 1. 表は筆者作成。元データは、Le MONDE / Mardi30MARS2004選挙特集 p.35.

2. 「前回1998」の議席数の欄は今回2004年選挙直前の各党派別議席数を示す。

と、第2位の社会党(PS=1回目は単独名簿)の2つのみ。2回目に向けて他の名簿と「融合」しうる「5%」という敷居を超えたのは、「極右」FN、共産(PC)、緑の3名簿であった。FNは州内4県のうち2県では10%以上の得票をしたが、中心地域たるピュイ・ドゥ・ドーム県で8.0%に止まり、

州合計では10%未満で2回目への進出に失敗した。

2) 2回目投票に向けた名簿融合 2回目に向けて、予定どおり「社」「共」「緑」の「左」3党派は、名簿を「融合」して「PS(社)-PC(共)-緑」という左派連立の名簿を結成し、その筆頭には「社」名簿の筆頭であったボンテ（同氏は、州の中心部たるピュイ・ドゥ・ドーム県の首長（県知事）の地位に6年間就いていた）が座る。1回目の投票では3党派が別々の名簿で各党独自に有権者の支持を競い、その各党派ごとの得票状況を確認した上で、2回目の3党派「融合」と各候補者の順序づけをして、「決選」に臨んだのであった。10%を超えたのは「社」のみであったが、3党派を合計すると得票は43%に達しており、トップの「右」よりも6.6%ポイント多くなっていた。

3) 2回目「決選」投票の結果 2回目の投票では、有権者の関心が一層高まり、棄権率は一層低下して32.1%となった。

投票に参加した有権者数のデータだけを見ると38,995人の増加だが、実際には「極右」や「極左」の支持者がどれほど2回目にも参加したか、また2回目にだけ参加した有権者が「左」「右」いずれにより多く投票したのかは明らかでない。結果を見ると、「左」は3党派合計で比較して得票を+77,644票上積み。一方、名簿に変更のない「右」は+83,507票と「左」より多く票を増やしたが、差を埋め切れずに敗退した。

従前の1回投票による単純な比例代表制の下におけるとは異なり、こうした「各党派独自での有権者獲得競争>1回目投票>党派間交渉・調整>名簿融合（大同団結）による多数派形成工作>2回目投票>議会多数派の実現」というプロセスは、フランスの多くの選挙で採用されている2回投票制が、元来企図するおりの姿である。各有権者も、1回目と2回目を通して、自分の投票行動を計画し、多数派形成に参画するわけである。

4) 得票率と議席配分 2回目の決選投票での得票率は、勝利した「左」が52.7%、敗れた「右」が47.4%で、その差は5.3ポイント。総議席数は47



議席だから、単純な比例代表制であれば、議席配分は「左」25対「右」22で議席差=3というところになるが、実際の配分は〔表-2〕にあるとおり、「左」30対「右」17で議席差=13という大差になっている。これが「多数派プレミアム」制による第1党へのボーナス付与の機能である。

念のため計算すると、勝った「左」にまず「25%」相当の12議席が与えられる。残り35議席を比例配分するから、「左」に18議席を追加、「右」には17議席という結果になる。合計すると、第1党「左」が53%ほどの得票で2/3近くの安定多数を形成し、敗れた「右」は47%強の得票でも1/3程度の議席に甘んじるのである。単純な比例の場合と較べて第1党の議席数は+5の増加であり、総体で見れば、およそ2割ほどの割り増しということになる。

## (2) 県区分ごとの結果総括

この結果を同州内の「県」の区分ごとに見たのが〔表-3〕である。「州」全体での議席数は、上述したとおり「左」30対「右」17となったが、それを各党派名簿内で、どの候補者の当選に結びつけるかには、「県区分」が関係する。表には州合計のデータの下に州内4県ごとの両名簿の獲得票数を示してある。「州合計」では同一行のデータをヨコに見ていくことになるが、その後に、名簿ごとに同一の列をタテに見ていくことになる。「左」は州合計で30議席を獲得したが、それを県ごとの得票数シェア（同じ列内でのシェア。表中では【 】で表示）に比例させて、例えば Cantal 県<sup>10)</sup>では「30×11%」=3議席という具合に各県区分に配分するので、結果は得票数の多い県の順に15、8、4、3という配分になる。「右」についても同様に配分すると、ちょうど同じ県順になり、順に8、4、3、2という結果になる。

ここで例えば Cantal 県をヨコに見ると、( ) で示した県内での得票率

---

10) 因みに Cantal 県は産地名統制 (AOC) のある特色あふれるチーズ (仏語 fromage) で有名。

〔表-3〕 仏州議会2004／3 選挙結果事例その1-(2)：

オーヴェルニュ州における県区分ごとの得票／獲得議席状況

区 分	PS-PC-緑		UMP-UDF		差 % p 倍		合 計	
	得票	議席	得票	議席	得票	議席	得票	議席
州 合計	332,958 (52.7%) 【100】	30 (64%) 【100】	299,428 (47.4%) 【100】	17 (36%) 【100】	+5.3p	+13 +28p	632,386 (100) 【100】	47 (100) 【100】
Puy-de-Dôme 県	156,883 (54.7%) 【47%】	15 【50%】	129,816 (45.3%) 【43%】	8 【47%】	+9.4p	+7 1.9倍	286,699 (100) 【45%】	23 【49%】
Allier 県	89,550 (55.3%) 【27%】	8 【27%】	72,257 (44.7%) 【24%】	4 【24%】	+10.6p	+4 2倍	161,807 (100) 【26%】	12 【26%】
Haute-Loire 県	51,348 (48.6%) 【15%】	4 【13%】	54,386 (51.4%) 【18%】	3 【18%】	-2.8p	+1 1.3倍	105,734 (100) 【17%】	7 【15%】
Cantal 県	35,177 (45.0%) 【11%】	3 【10%】	42,969 (55.0%) 【14%】	2 【12%】	-10.0p	+1 1.5倍	78,146 (100) 【12%】	5 【11%】

〔注〕 1. 表は筆者作成。元データは、Le MONDE / Mardi30MARS2004選挙特集 pp. 35～36.

2. 表中( )は同一行(ヨコ)内での割合を、【 】は同一列(タテ)内での割合を示す。

は「左」45.0%対「右」55.0%と、「右」が10ポイントも引き離している。しかし県区分内での獲得議席は合計5議席で、「左」3対「右」2と「逆転」。一方、Allier 県では、県内得票率が「左」55.3%対「右」44.7%と11ポイント弱の差なのに、合計12の獲得議席は「左」8対「右」4と2倍もの差がついている。これらが第1党への「多数派プレミアム」付与後に、各同一名簿内で【 】に示した(タテの列で記された)得票数シェアに比例して県区分ごとの名簿内議席数を配分する仕組みの生む結果なのである。

(3) 県区分ごとの状況

少し細くなるが参考のために、オーヴェルニュ州の中心地域たるピュイ・ドゥ・ドーム (Puy-de-Dôme) 県での投票結果を〔表-4〕に示した。同県は、上述のとおり、州内有権者の半数を擁する中心地域であり、得票数が勝敗を決する現行制度の下では、ここでの投票状況が「州」での帰趨を左右する。「左」融合名簿の筆頭に座った「社」のボンテが6年にわたり

〔表－４〕 仏州議会2004／3 選挙結果事例その1－(3)：

オーヴェルニュ州「ピュイ・ドゥ・ドーム県」区分

党派	前回1998		今回2004		
	1回ノミ(率%)	1回目(率%)	2回目(率%)	席(率)	+- (率 p)
MNR	—	2,970(1.1)	—	—	-2,970
FN	21,089(8.5)	21,444(8.0)	—	—	-21,444
右諸派	—	7,106(2.7)	—	—	-7,106
保守中道 RPR-UDF	RPR-UDF 100,812(40.4)	UMP-UDF 92,236 (34.4)	129,816 (45.3)	8 (35%)	+37,580 (+10.9p)
CPNT	6,247(2.5)	—	—	—	—
MEI	10,156(4.1)	5,856(2.2)	—	—	-5,856
MDC	5,865(2.4)	—	—	—	—
社(PS)	—	87,802 (32.7)	融合 PS+PC+緑 156,883 (54.7)	15 (65%)	+29,329 (+7.2p)
共(PC)	PS+PC 90,240(36.2)	25,595(9.5)			
緑	—	14,157(5.3)			
左諸派1	—	—	—	—	—
左諸派2	—	—	—	—	—
LCR	2,946(1.2)	LO-LCR 11,133(4.2)	—	—	-11,133
LO	11,904(4.8)				
総有効票	249,259	268,299	286,699	23 (100%)	+18,400
名簿数	8	9	2		-7
棄権率	37.5%	34.8%	30.3%		-4.5p
有権者数	419,068	428,487	428,137		-350

〔注〕表は筆者作成。元データは Le MONDE / Mardi30MARS2004選挙特集 p.36.

県知事を勤めてきた県ではあるが、“Vulcania”と名付けた火山をテーマとし欧州規模の意味づけを付与された特色ある大規模テーマ・パークを開発するなど、州知事たる VGE が開発に最も力を入れてきた地域<sup>11)</sup>でもある。

表からは、前回は1回投票制だったことから、初めから「社」「共」が混

合して同一名簿で登場し善戦していたこと、今回は FN が同県での得票率を下げはしたが、データをよく見ると、実数ではむしろ得票を増加させたことが分かる。実は FN は、今回、議席を獲得できなかったものの、「州」全体での得票率を前回並みに維持している。州内 4 県のうち Allier など 3 県では、得票率（1 回目のみ）まで前回 1998 年よりも上がっており、うち 2 県では「10%」超にすら達している。「州」全体で「10%」という「敷居」が奏効して FN の議席獲得は阻止されたが、実際の勢力伸長自体は、オーヴェルニュ州においても、決して食い止められていないし、むしろ拡張しているのである。単なる獲得議席だけから政治情勢を判断すると、とくに「極右」や「極左」についての見通しを誤ることになるので、この点は今後とも注意が必要なのである。

## 5-2. 全国の状況

全国での状況を観察すると、今回 2004 年の選挙では 1 回目の投票で決着した州はない。2 回目投票での決着について全体的な状況をまとめたのが〔表-5〕〔表-6〕である。

### (1) 党派間での合従連衡

まず、21 州での合従連衡の状況を概括して見ると、〔表-5〕のようになる。ここからは一般論を導出するのは困難であり、各州での政治状況と、関係者の判断如何により、さまざまな形（ただし「極右」FN と「保守・中道」との連立は無い）が見出される。ごく概括的に言うと、「左」も「右」も、複数党派が 1 回目から「連立」して名簿を混合（選挙法上は一つの立候補者名簿）する場合も、2 回目に「融合」（選挙法上で認められた fusion）する場合もある。また何らかの地元事情から、2 回目になっても、融合可

---

11) 因みに同地域の風景の一端は、同地産のミネラル・ウォーターである Volvic のラベルに描かれた連山により想像することが出来る。

〔表－5〕 合従連衡の概括：各パターンごとの州の数

区 分		右 派(保守・中道)			左派 計	
		分 立	連 立			
			1 回目～	2 回目融合		
左 派	分 立	0	0	0	0	
	連 立	1 回目～	2	2	7	11
		2 回目融合	2	4	4	10
右派 計		4	6	11	21	

- 〔注〕 1. 表は筆者作成。元データは、Le MONDE / Mardi30MARS2004選挙特集  
 2. 「連立」「融合」の大方は「左派」=「PS+PC+緑」また「右派」=「UMP+UDF」が基幹  
 3. 「分立」は「右派」でUMPとUDF間での分立。「左」で1回目に「共」が得票率5%の「融合」可能ラインに到達しなかったため「融合」できなかったケースは「分立」扱いしていない。

能な名簿間での団結が実現せず分立したままの場合(その場合、UDFは舞台外に退去)もある。そのような「例外」は、Bourgogne、Franche-Comté、Languedoc-Roussillon、Basse-Normandieの4州であり、保守・中道系のUMPとUDFが分立したままに終わっている。そのうち後者3州では、UDFが1回目に10%に達しなかったうえ、UMPとの名簿融合もせずに舞台から去った。BourgogneではUDFが1回目に13.0%の得票をしたが、2回目進出を「辞退」。それでいてUMPとの名簿融合も、UMPへの票の「寄託」もしないという複雑な対応を見せている。

煩雑になるので、表ではデータの掲載を省略したが、今回2004年選挙では、結果的に勝利した陣営への2回目投票での支持率が過半数ラインを超えたか否か、すなわち陣営全体への支持の強さ如何と合従連衡状況との間に相関があるようには見えない。ただ「左」では、1回目から「連立」して混合した合同名簿をつくったケースが「右」よりも多かつたし、党派間の対立が解けずに「分立」したままに終わったケースは無かったのであり、その意味では「大同団結」の作戦が成功したとも考えられる。今回の選挙

では、国政の場で国民に痛みを伴う改革を進めた保守・中道ラファラン政権への「制裁」(sanction) 票がもっとも大きな役割を果たしたとも言われるので、共通の「敵」に立ち向かう団結が容易だったのかとも推測される。

(2) 僅差から大差まで

次に〔表－6〕では、保守・中道が勝利した唯一の州たるアルザス州を別扱い(選挙制度が若干異なる Corse〔英語風ではコルシカ〕州は除外)にして、以下、いずれも「社」+「共」+「緑」という「左」連立が勝利した20州についてのデータを整理したうえで、21州を概括してみた。

1) 僅差での決着 この表で見ると、勝敗は僅差の場合も大差のつい

〔表－6〕 仏州議会2004／3 選挙結果：  
全国総括(仏本土中21州の2回目投票結果)

区 分 (州名)	第1党＝「勝」		第2党		第3党(FN)		合 計	
	得票 (率)	議席 (率)	得票 (率)	議席 (率)	得票 (率)	議席 (率)	得票 100%	議席 100%
Alsace 州 UMP-UDF	299,351 (43.6%)	27 (57%)	236,689 (34.4%)	12 (26%)	151,186 (22.0%)	8 (17%)	687,226	47
僅差 C-A 州 「左」連立	228,622 (41.9%)	28 (57%)	217,322 (39.8%)	15 (31%)	99,766 (18.3%)	6 (12%)	545,710	49
勝「左」得 票50%以 下=8	45.0～ 49.2%	59～ 62%	40.0～ 33.9%	30～ 25%	21.6～ 10.1%	15～ 7%	100%	100%
If 得票50%で 第1党なら	得票 50% —>	議席 > 62.5%	得票合計 50% —>	議席合計 > 37.5%			100%	100%
勝「左」得 票50%超=10	51.8～ 58.7%	65～ 69%	47.7～ 28.4%	35～ 21%	有19.7 ～8.7% +無	14～ 5% +無	100%	100%
大 差 Lim 州 「左」連立	215,612 (62.0%)	31 (72%)	132,044 (38.0%)	12 (28%)	無	無	347,656	43
合計21州	41.9～ 62.0%	57～ 72%	47.7～ 28.4%	35～ 21%	22.0～ 8.7%+無	17～ 5%+無	—	—
議席総数	「左」 1,041	(62%)	「右」 474	(28%)	FN 156	(9%)	議席計 1,671	(100)

- 〔注〕 1. 表は筆者作成。元データは Le MONDE / Mardi30MARS2004選挙特集  
 2. 州レベルの選挙制度が異なる Corse(英語風では「コルシカ」)を除く21州の総括  
 3. C-A州=Champagne-Ardenne州、Lim州=Limousin州  
 4. 第3党が数居(1回目得票率10%以上)に阻まれ2回目に進めなかったのは4州(表中「無」)

た場合もある。最僅差のシャンパーニュ・アルデンヌ州（発泡葡萄酒〔英語風で「シャンペン」〕のふるさと）では、勝利した「左」の得票率は41.9%に止まり、第2党(39.8%)と第3党(18.3%)とを加えた「野党」勢力全体での得票(計58.1%)の方が大きかった。比較第1党たる「左」と第2党「右」との間の得票差は僅か2.1ポイントに過ぎない。それでも議席配分は多数派プレミアムのお蔭で26ポイントもの差がついている。従前の単純な比例代表制の場合を基点(100)として言えば、勝利した「左」は、3割以上の議席の「割増」<sup>12)</sup>を受けているとも表現できよう。このように僅差であっても、比較第1党(名簿)に安定多数を与えるという制度改革の企図は実現されている。

2) 大差での決着 一方、「左」が62.0%もの得票を達成したりムーザン州(焼き物の町リモージュが中心都市)においては、FNが1回目で前回(得票率7.3%)よりも3割近く得票(実数)を伸ばしたとはいえ、「敷居」未達の9.3%の得票率に止まり、決選投票は左右の一騎打ちとなった。結果の議席配分は第1党「左」に72%、第2党「右」に28%となり、第1党への「割増」率は16%ほど。比例的な議席獲得でもそれなりの多数派を形成できるが、プレミアムが付いて一層安定した州行政の運営が可能となる。

3) 合従連衡と勝敗 合従連衡と勝敗との関係を見ると、今回2004年の場合は、多くの地域で「左」が圧倒的な差をつけて勝利している。保守・中道勢力が大同団結せず「分立」したままに終わった4州では、たとえ名簿融合がなされていたとしても、結局、かなりの差をつけられて「左」に敗退したと見込まれる結果になった。ただし、それでも4州での2回目での「左」「右」得票差が他の地域に較べて格別に大きかったわけではない。4州での得票差は6.2~20.4ポイントと幅広く分布しているが、「右」が連

---

12) 多数派プレミアムによる議席の「割増」については、筆者既発表論説(2)、79巻1号(H15/1)、p.52~参照。

立した16州でも、得票差を見ると、20ポイントを超えたのが5州、10～20ポイントが5州、10ポイント未満が6州という分布になっている。もっと接戦になっていた場合には、「連立」と「分立」との差異がそれ相応の差異に帰着したはずであるが、今回2004年州選挙では、保守・中道系があまりの惨敗を喫したため、細かな分析をしても意味をなさないのである。

### 5-3. 「勝者」と「敗者」との差

〔表-6〕では、さまざまなケースを一括りにしたため、「25%」の多数派プレミアムが実際に果たす機能が分かりにくい。そこで、その機能を一般化して示すために、ごく簡単な数式とグラフを示しておこう。コミュニケーション選挙での「50%」というプレミアムの場合については、既発表論説<sup>13)</sup>の中で示してあるので、それと同様の算式とグラフを州の場合について掲げる。多数派プレミアム制の結果、各党派（名簿）の「得票率」と「議席シェア」との間には相当大きな「乖離」が生じる。その大きさを見るために、ここでは2回目に進出しながら議席を獲得できない得票率5%未満に引き戻されるような名簿は無いケースを設定する。

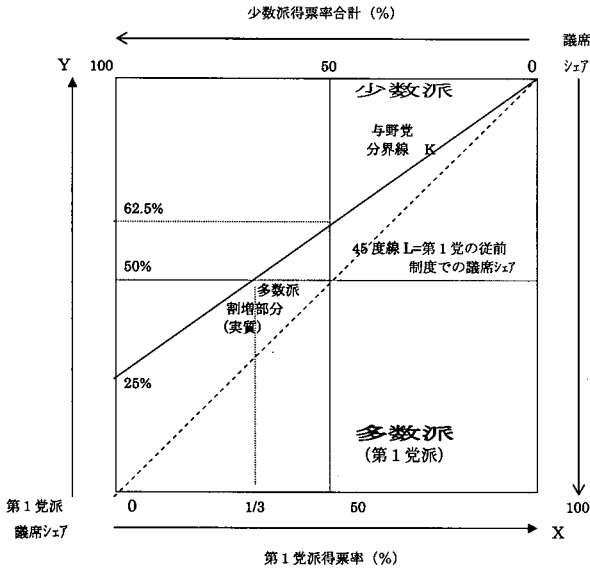
第1党になった党派の得票率をX%、その党派に配分される議席のシェアをY%とすると、プレミアムが25%の場合なら、 $Y=25+(100-25)\times(X/100)$ すなわち $Y=(3/4)X+25$ となる。〔表-6〕の中央の行に、例えば得票率50%で第1党になった場合の数字を斜体字（すなわち議席シェアは62.5%となる。この場合「割増」率は25%）で掲げてある。この得票率と議席シェアとの一般的な関係を図示すると〔図-1〕に示した直線「K」=表中の「与野党分界線 K」が描かれる。

上述の〔表-6〕におけるそれぞれの州での結果をプロットすれば、各点はグラフの中で直線「K」すなわち $Y=(3/4)X+25$ の直線に概ね一致

13) 筆者既発表論説(2)、第79巻1号〔H15/1〕、pp.52～54。



〔図一〕 多数派と少数派（「州」選挙の場合）



(注) グラフは横軸 X が党派名簿の「得票率」、縦軸 Y が「議席シェア」を表す。  
 算式は、直線 K が  $Y = (3/4)X + 25$ 、直線 L が  $Y = X$  (45度線) である。

する（議席配分のための端数処理による乖離あり）分布を示すことになる。従前の単純な比例代表制ではグラフの直線「L」すなわち「45度線」の近傍に分布するから、この両直線に挟まれた部分がプレミアムによる実質的な「割増」部分であることになる。

## 第6章 まとめ—フランス「州」選挙制度の特色

以上、州の選挙制度について述べてきたが、その特色としては、どのようなことを指摘しうるであろうか？フランスの選挙制度全体として見られる特色については、既発表論説でまとめておいた（その〔10〕～〔12〕、〔H15/12～16/4〕）。同論説は、州選挙制度として、既に改正済みの現行制度

を念頭においていたので、本稿でも基本的に同じ議論にはなる。前回(1998年)選挙まで続いた従前の州選挙制度は、1回投票での単純な比例代表制であったので、フランス国内では珍しいものであり、それが「特色」と言えた。改正されてその「特色」がなくなった現行制度では、どのような点に特徴を見出しうるだろうか？

既発表論説のまとめでは、フランス選挙制度全体を特に我国と比較して見た場合の「特色」(すなわち我国との相違点)をいくつか取り上げて論じた。

それらは、

- 1) 一般被用者(公務員を含む)の公選職進出に際しての法的身分保障
- 2) 2回投票制
- 3) 多数派プレミアム
- 4) 地方の首長を実質的に「直接」選挙
- 5) 首長と安定多数派の同時選択

などであった。

さらに既発表論説では、そうした選挙制度を通じて選出された代表者たちとの関わりで、政治制度について指摘しうる特色として、

- 6) 地方での行政執行は準「議院内閣制」
- 7) 公選職の兼任
- 8) ポストが人をつくる

などの点を挙げたうえ、フランスの制度には、観察者に「選挙」の意味を改めて考えさせるヒントが含まれているとも述べておいた。

そのうえで、観察に基づく結論として、

- 9) 立候補のリスクが少ない
- 10) 叩き上げ、磨き上げられる「代表」たち

という点に着目し、我国の現状とは大きく異なり、フランス選挙制度が「政治家稼業」を「賭け」から解放する制度になっており、また「政治エリ-

トを磨き育てる」機能を果たしていることを参考とすべきだと主張したのである。(今回、我が国での平成17年9月総選挙に際しても、志あふれる若手の公務員や民間企業勤務者が、立候補するために、その貴重な職を捨てて選挙戦に臨んだ。我が国の世間では、それが当然のごとくに思われているが、フランスでなら、民間企業の勤務者はもちろん、公務員ですら、その身分を法的に保障されたままで選挙戦に臨むことが出来るし、雇い主には選挙運動のために最大20日間の休暇を与えることが法律上で義務付けられている。それだけ「代表者」を選ぶための配慮がなされるのは当然視されているのである。<sup>14)</sup>

これらの諸点は改正後の現行「州」選挙制度にも、そのまま当てはまる。したがって我国との比較で、ことさら「州」に関してだけ取り上げるべき重要な「特色」は見られない。フランス国内の他の選挙の場合と異なる要素といえば、

ア) 多数派プレミアムが議席の「25%」にとどまること

イ) 選挙区域を「州」としつつ、候補者に「県」区分を設けていることくらいであろう。

かつては1回投票での単純な比例代表制であった「州」選挙制度が、不安定で十分には機能しにくい州議会を生み出したことへの反省のうえに立って、規模の大きなコミューンにおけると同様の名簿式投票に改められたので、「州」だけの特色は目立たないのである。なおコミューンでの選挙制度と合わせて我国との対比をした場合には、上記のほか、いわゆる「パリテ」(parité)制、すなわち各党派名簿に登載する候補者の「男女同数制」も注目に値するが、その内容は明解で分かりやすいこともあり、本稿では叙述を省略する。<sup>15)</sup>

---

14) この点について詳しくは、筆者既発表論説(1)、80巻1号(H16/1)、pp.80～90.参照。

地方選挙制度のあり方は、地方団体の行政執行を担う仕組みのあり方と密接不可分の関係にある。選挙こそが行政執行の中枢を担う人々を誰にするかを定める場である。フランスの州やコミューンでの選挙制度は、「比例代表」の要素を加味して「死に票」などと呼ばれるものを少なくしながらも、相当程度の規模の「多数派プレミアム」によって意図的に安定多数派（機能する多数派）を形成する。

安定多数派形成を重視した「2回投票+「プレミアム」付き議席配分」ルールの下では、少なくとも相対多数を得た党派(群)（融合名簿の場合には、1回目に有権者が各党派に対して別々に評定したうえでの「連立」のような形になる）が議席の安定過半数を占める結果となる。そこから首長と、それを補佐して各行政分野を所掌する数人の副首長を自派議員（融合名簿での「連立」の場合が多いが、名簿の異なる他党派と選挙後に連立する場合もある。）の中から選出する。選挙制度によって意図的に形成された安定多数派が、実質的な「直接」選挙によって選任された首長を中心に責任を持って行政執行にあたる。選挙制度の組み立てが行政展開と責任体制を住民に明確している。6年間の任期中、その行政執行の状況などを見た結果、有権者の支持動向に変化が起きて、多数派が交代するほどの場合には、次の選挙で与野党の交代が大きな議席配分の変更とともに実現し、新しい安定多数に支えられた新しい首長と執行部の形成で、メリハリがきいた政策変更がなされうる。

地方団体として位置づけられて以来、単純な比例代表制という選挙制度のために、不安定な議会構成と行政運営が問題視されてきたフランスの「州」が、「左」「右」が大方の方向を共有しての選挙制度改革の後に、ようやく議会に「機能する多数派」を持ち、安定多数派に裏付けられた執行

---

15) 「パリテ」については、山崎栄一、「フランスにおける地方分権の動向(5)」、地方自治制度研究会編『地方自治』（ぎょうせい刊）、平成14年10月号を参照。

部が州行政を展開する態勢が、制度的にも実態としても整った。欧州統合への動きの中で、地域政策上での役割が重要視されている「州」が、期待された機能をどのように発揮していくか、一国の統治制度の問題としても大いに注目されるところである。 (H17/9月末 執筆完了)